

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）
（阪神間都市計画区域マスタープラン） 一部抜粋

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとよりこれまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の不燃化や耐震化をはじめ、都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、近い将来危険視されている東南海・南海地震については、津波による被害などが予測されていることから、隣接する大阪府下の地域などとも相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

イ 都市防災の方針

(ア) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、国道 43 号等を軸とした広域防災帯や、甲子園浜海浜公園等の広域防災拠点を核として、地域の防災拠点等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等を計画的に配置・整備し、ネットワーク化することにより、市街地内のオープンスペースなどを確保するとともに、電線類の地中化を図るなど、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する整備を進める。

(イ) 都市の耐震化・不燃化

都市における公共建築物の耐震化・不燃化について一層の推進を図るほか、民間建築物についても耐震・耐火建築物への誘導を図る。

特に密集市街地においては、建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、緑地の確保などにも努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進する。

(ウ) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制等を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

また、六甲山系の市街地に面する斜面においては、土砂災害を防止し、安全な生活環境を保全するとともに、緑豊かな都市環境及び自然環境の保全や景観の保全、創出を図ることを

目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業等により、市街地に面する山麓から山腹に至る斜面に一連の樹林地を整備する。

(e) 治水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、河川氾濫対策に加え内水対策並びに低地浸水対策として河川の整備を推進するとともに、流域での対策や下水道との連携を含めた総合的な治水対策を進め、安全なまちづくりに取り組む。

また、六甲山系南側の河川など急激な水位の上昇がみられる河川については、河川利用者がよりの確に安全確保の判断ができるよう情報提供を図る。

さらに、臨海部においては、高潮による被害や東南海・南海地震などの発生に伴う津波の被害を最小限に抑えるとともに、被害の拡大を防止するため、適切な対策を講じる。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりを誘導していくため、各地区の特性を踏まえつつ、景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用に努めるなど、各市町において、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造する。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が大切であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

六甲山系、長尾山系、北摂連山など阪神間のまちなみの背景となる緑の風景を保全する。また、武庫川、猪名川などの河川流域や臨海部では、美しい水辺の景観の保全を図るとともに、「尼崎 21 世紀の森」や「なぎさ街道」の取組みなどの景観再生の取組を推進する。

さらに、市街地では、旧西国街道沿いの歴史や阪神間モダニズム文化などの背景を活かし、地区ごとの特性に応じて住民が誇りと愛着を持てる個性ある景観の形成を図る。